

跡地関係市町村連絡・調整会議（第四回）
会議議事次第

平成18年2月7日（火）
午後2時～3時
於：県庁4階講堂

挨拶

沖縄県副知事挨拶
内閣府挨拶

議題

- 1．跡地関係市町村連絡・調整会議設置要綱の改正について
- 2．「跡地対策協議会」の構成員となる跡地関係市町村長の代表選任について
- 3．駐留軍用地跡地利用の促進に向けた取組について
- 4．駐留軍用地跡地利用に係る課題と今後の取組について

（配布資料）

- 資料1．跡地関係市町村連絡・調整会議設置要綱(改正)
- 資料2．「跡地対策協議会」の構成員となる跡地関係市町村長の代表選任について
- 資料3 駐留軍用地跡地利用の促進に向けた取組について
- 参考資料3 - 1 普天間飛行場跡地利用基本方針（案）
- 参考資料3 2 読谷補助飛行場跡地利用実施計画（概要）
- 資料4 駐留軍用地跡地利用に係る課題と今後の取組について

跡地関係市町村連絡・調整会議設置要綱（改正）

（目的）

第1条 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の促進を図るため、跡地関係市町村連絡・調整会議（以下「連絡・調整会議」という。）を設置する。

（役割）

第2条 連絡・調整会議は、次の役割を担うものとする。

（1）跡地利用の促進に関し、県と跡地関係市町村との連携を図ること。

（2）「跡地対策協議会」（以下「協議会」という。）への跡地関係市町村の意見の反映に関し、連絡・調整を図ること。

（構成員）

第3条 連絡・調整会議の構成員は、別表第1のとおりとする。ただし、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができるものとする。

（代表の選任）

第4条 連絡・調整会議の構成員の中から協議会の構成員となる跡地関係市町村長の代表を選任するものとする。

（会議の主宰）

第5条 連絡・調整会議は、沖縄県副知事（知事公室担当）が主宰する。

（幹事会）

第6条 連絡・調整会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、沖縄県知事公室基地対策課長が主宰する。

3 幹事会は、必要に応じて開催することとし、連絡・調整会議に付議すべき事項について協議・検討を行うものとする。

4 幹事会の構成員は、別表第2のとおりとする。ただし、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができるものとする。

（事務局）

第7条 連絡・調整会議の事務は、沖縄県知事公室基地対策課において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡・調整会議の運営に関し必要な事項については、連絡・調整会議の承認を得て別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月20日から施行する。

この要綱は、平成15年11月21日から施行する。

この要綱は、平成18年2月7日から施行する。（一部改正）

(別表第1)

連絡・調整会議の構成員

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1 . 沖縄県副知事 (知事公室担当) | 牧 野 浩 隆 |
| 2 . 那覇市長 | 翁 長 雄 志 |
| 3 . 宜野湾市長 | 伊 波 洋 一 |
| 4 . 沖縄市長 | 仲宗根 正 和 |
| 5 . <u>うるま市長</u> | <u>知 念 恒 男</u> |
| 6 . 恩納村長 | 志喜屋 文 康 |
| 7 . 金武町長 | 儀 武 剛 |
| 8 . 読谷村長 | 安 田 慶 造 |
| 9 . 北谷町長 | <u>野 国 昌 春</u> |
| 10 . 北中城村長 | <u>新 垣 邦 男</u> |

うるま市は、今回新規参加

(別表第2)

幹事会の構成員

- | | |
|--------------------------|----------------|
| 1 . <u>沖縄県知事公室基地対策課長</u> | <u>平 良 宗 秀</u> |
| 2 . 那覇市経営企画部那覇軍港総合対策室長 | 新 垣 清 |
| 3 . 宜野湾市基地政策部基地跡地対策課長 | 和 田 敬 悟 |
| 4 . 沖縄市 <u>建設部都市計画課長</u> | <u>石 原 興 嗣</u> |
| 5 . <u>うるま市企画部基地対策課長</u> | <u>大 里 義 男</u> |
| 6 . 恩納村企画課長 | 外 間 毅 |
| 7 . 金武町基地跡地推進課長 | 上 間 敏 信 |
| 8 . 読谷村総務企画部企画財政課長 | 仲宗根 昌 栄 |
| 9 . 北谷町総務部企画課長 | <u>宮 城 盛 善</u> |
| 1 0 . 北中城村企画開発課長 | <u>仲 本 善 通</u> |

うるま市は、今回新規参加

2. 「跡地対策協議会」の構成員となる跡地関係市町村長の代表選任について

平成 18 年 2 月 7 日
跡地関係市町村連絡・調整会議

(1) 跡地関係市町村連絡・調整会議（第一回）における確認事項

平成 14 年 8 月に開催された跡地関係市町村連絡・調整会議（第一回）において、代表の考え方について、「大規模跡地指定の想定される市町村から 1 名、その他跡地の市町村から 1 名、計 2 名を跡地関係市町村の代表とする。代表の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げないものとする。」ことを確認し、宜野湾市長、北谷町長の代表 2 名を選任した。

(2) 跡地関係市町村長の代表選任について

代表 2 名については、任期の 2 年を経過しているため、設置要綱第 4 条に基づき、改めて選任をする必要がある。

3 . 駐留軍用地跡地利用の促進に向けた取組について

平成 1 8 年 2 月 7 日

跡地関係市町村連絡・調整会議

(1) 駐留軍用地跡地対策に係る最近の取組状況について

平成 1 5 年 1 1 月に開催された跡地関係市町村連絡・調整会議（第三回）では、普天間飛行場及び他の整備予定跡地の取組状況の報告がなされ、普天間飛行場跡地利用基本方針策定審議調査会の設置、キャンプ桑江北側地区等における特定跡地の指定及び国による原状回復措置や国道横断排水路の改修等について連絡調整が行われた。

同会議では、今後の取組として、跡地利用に係る課題について、国、県及び市町村の連携、協力、情報の共有が重要であり、本連絡・調整会議の場等を活用して調整を図るとともに、跡地対策協議会に意見を反映すべき事項については、内閣府との連携により取組を進めることとしたところである。

これを受けて平成 1 5 年 1 2 月に開催された「跡地対策協議会（第二回）」では、跡地対策の取組体制及び取組状況、跡地利用の促進に向けた国の支援、原状回復措置等に関して協議を行った。

平成 1 5 年 1 0 月、国は、沖縄振興特別措置法に規定された特定振興駐留軍用地跡地（以下特定跡地）として、キャンプ桑江北側地区等を初めて指定するとともに原状回復措置を進め、平成 1 6 年 9 月に土地所有者に引き渡された。平成 1 8 年 1 月には、国において、給付金の支給の限度となる期間を定める政令が制定されたところである。

平成 1 8 年度内閣府沖縄担当部局の予算概算額では、「大規模駐留軍用地跡地等利用推進費」（以下「推進費」）が 2 億 2 千万円、内閣府直轄事業である「駐留軍用地跡地利用対策関連経費」が 6 千万円計上されたところである。

「推進費」の活用状況については、平成16年度は国、県及び7市町村、平成17年度は国、県及び9市町村で各種調査を実施し、跡地利用計画の策定に向けて取り組んでいるところである。(別紙参照)

(2) 普天間飛行場跡地利用の取組について

平成13年12月の「普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応の方針についてのとりまとめ」(以下「106項目のとりまとめ」)では、普天間飛行場について、「国、県、市が連携・協力して、跡地利用の促進及び円滑化等に取り組む」ことが謳われており、宜野湾市及び沖縄県は跡地利用計画の策定に向けた具体的な取り組みに着手し、3～4年後を目途に、具体的な跡地利用計画策定の基礎となる跡地利用の基本方針(以下「基本方針」)を策定することとされた。

「基本方針(案)」の策定に当たっては、市、県共同で「普天間飛行場跡地利用基本方針策定審議調査会」(以下「審議調査会」)を設置し、同審議調査会において、基本方針の策定に関する重要事項について審議調査が行われた。

並行して、自然環境や文化財に関する調査、関係地権者等の意向醸成に関する調査、都市計画に関する調査、産業・機能の導入に関する調査など、広範な調査を実施するとともに、「普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会」(以下「検討委員会」)において、これら調査の成果などを踏まえ、基本方針策定に向けた総合的な検討が行われ、「普天間飛行場跡地利用方針の策定にかかる指針」(以下「指針」)が提言された。

また、地主会の代表者に審議調査会及び検討委員会の委員として参加をいただき、地権者意向の反映に努めたほか、市が地権者への情報提供や地権者との意見交換を精力的に進めてきた。

さらに、県民意向調査を実施するとともに、県民フォーラムや地域フォーラムを開催し、地権者や県民の意向把握に努めた。

市及び県は、広範な調査、指針、地権者や県民の意向を踏まえ、関係機関との調整、審議調査会における審議調査、県民意見公募手続(パブリックコ

メント)を経て作成された別紙の(案)のとおり「基本方針」を決定しようとするところである。(参考資料3-1)

市は、普天間飛行場の公共用地先行取得について、基地跡地転用推進基金を設けて実施してきたところである。

当初計画では、平成13年度は4億円、14年度以降は毎年2億円を目安として基金に積み立て、毎年1億円以上の土地の先行買収事業を実施することとしていたが、近年の市財政状況の悪化等により、平成15年度より基金積立額は5～6千万円に留まっている状況である。

(3) 他の整備予定跡地の利用促進に向けた取組について

【キャンプ桑江北側地区等】(北谷町)

平成15年3月をもって返還されたキャンプ桑江北側地区及び陸軍貯油施設(旧桑江ブースター・ステーション)の両施設は、国において原状回復措置が実施され、土壌汚染等の調査により発見された特定有害物質は県外に搬出、PCBが使用されている疑いのある安定器については航空自衛隊那覇基地に保管された。

また、油分を含んだ土壌については、生石灰等の混入・攪拌により対処され、引き渡し後に発見された不発弾及び油分を含んだ土壌については、国の責任により措置されている。

埋蔵文化財包蔵地の汚染土壌処理費と文化財発掘調査費は、国、地主会、北谷町の三者協議の結果、国が返還財産補償費として地主の委任を受けた地主会に支払い、その費用と委任を受けて町が処理及び調査を行うとの確認書を締結した。

桑江伊平土地区画整理事業は返還前の平成14年3月に都市計画決定がなされ、平成16年3月に事業認可を受けた。

地区内の伊礼原C遺跡が極めて重要な遺跡であることが判明したことにより、平成17年10月に区域及び都市計画道路の変更が決定された。

現在、平成17年度内の事業認可変更、平成18年度内の仮換地指定に向けて換地設計及び関係機関との協議を行っているところである。

地区内の伊礼原C遺跡については、文化庁や関係機関と協議・調整を行うとともに、地権者の合意のもと恒久保存に向けて取り組むこととする。

国道横断排水路の排水能力不足による当地区内の冠水問題については、国（内閣府、防衛施設庁、国土交通省）の関係機関と協議を重ねた結果、国の直轄事業及び町の補助事業により、現在改修工事が行われている。

同地区と国道との段差問題については、国の協力のもと県内公共工事の建設発生土を活用することとしており、町の負担軽減が図られている。

特定跡地指定に伴って必要となる市町村総合整備計画の策定については、現在町において取り組んでいるところである。

【キャンプ桑江南側地区】（北谷町）

平成17年2月「まちづくり基本構想」を策定した。今後、北側地区や西海岸区域と一体となった魅力ある跡地利用の実現に向け取り組むこととする。

【那覇港湾施設】（那覇市）

平成7年度に策定した「基本構想」の一部見直しを含め、今後、地権者等との相互信頼を築いていくための継続的な合意形成活動が必要である。

平成16年度に、地主会役員とのワークショップ等を実施したところであり、平成17年度は、「合意形成活動基本方針」、平成18年度に「合意形成活動全体計画」（仮称）を作成し、今後、同計画に基づく合意形成活動を進めていくとともに、埋蔵文化財調査体制についても検討を進めることとする。

【キャンプ瑞慶覧宜野湾市地区】（宜野湾市）

「地権者主体のまちづくり」という基本スタンスで、勉強会、ワークショップを開催し、地権者懇談会等を重ねながら平成16年5月「跡地利用基本計画」を策定したところである。

基本的には土地区画整理事業を予定しているが、これまでの検討の中から、10項目に及ぶ課題が抽出され、その対応策を検討しているところである。

返還予定地内の斜面緑地の取り扱いについては、急傾斜であることに加え、埋蔵文化財包蔵地となっていることから、公園と位置づけ、現状の自然を極力残す予定としている。しかしながら、市のみでは対応が極めて困難なため、国に対して、跡地利用の円滑な推進に向けて、協力依頼を行っているところである。

【キャンプ瑞慶覧ライカム・ロウワープラザ地区】（沖縄市、北中城村）

沖縄市及び北中城村に跨る同地区については平成15年度に基本構想、平成16年度に基本計画を策定したところである。

今後予定している土地区画整理事業を推進するため、実現化に向けたまちづくり整備計画の検討、企業誘致の推進、地権者負担軽減の検討、返還前の必要な調査のための基地内立入、行政界及び都市計画区域が2市村に跨ることへの対応などについて、関係機関との協議・調整を行うこととする。

【キャンプ瑞慶覧喜舎場ハウジング地区】(北中城村)

道路整備用地を除く残地が小さいため、土地区画整理事業補助採択要件や零細地主への対応など、細切れ返還地区の課題を抱えている。

今後、市街化調整区域における開発整備手法、喜舎場瑞慶覧線(仮称)の道路整備の手法等について、地権者勉強会における検討、関係機関との調整等を実施することとする。

【キャンプ瑞慶覧アワセゴルフ場地区】(北中城村)

平成17年度中に、地権者の土地利用意向と企業の要望を踏まえた「まちづくり基本構想」を作成する。

今後は、地権者合意形成プロセスの検討や土地区画整理組合の設立、投資誘導のための情報発信等の課題について取り組むとともに、近接する跡地及び周辺地区との一体的利用についても検討していくこととする。

【旧東恩納弾薬庫(楚南地区)等】(うるま市)

平成16年度は、旧石川市の楚南地区、山城地区及び嘉手納弾薬庫の返還予定区域における「開発整備構想」を策定したところである。

平成17年度は、合併により新たにうるま市として跡地利用促進に努めることとし、「跡地利用計画(案)」をとりまとめる予定である。

【恩納通信所】(恩納村)

同地区内には、既に「沖縄亜熱帯計測技術センター」が完成し、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業による「ふれあい体験学習センター」が平成19年度末完成予定である。

平成17年度中に、総合的な地域づくりの方向性を検討するとともに、地権者アンケート調査等を実施し意向把握に努めることとする。

【ギンバル訓練場】(金武町)

平成17年6月「金武町ふるさとづくり整備事業」(改訂版)を策定し、自然環境を活かしたウェルネス(健康・保養)の里づくりを目指している。

医療福祉、バイオ技術・産業、長期滞在施設の整備、スポーツ施設等を含めた事業計画の実現に向けて取り組むこととする。

また、跡地周辺関連事業としては、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業により、体験学習の拠点となる「ネイチャーみらい館」に係る事業を進め

ている。

【読谷補助飛行場】(読谷村)

地区の大部分を占める国有地について、村は平成17年3月に「読谷補助飛行場跡地利用実施計画」を策定した。(参考資料3-2)

村では、同実施計画に基づき、国有地取得のための条件整備を行い、返還後速やかに用地取得を進めることとする。

国有地取得後は、村が農地保有合理化事業として農業生産法人に土地を貸し付けるとともに、土地改良事業を導入するための条件整備を進める。

また、新たに健康増進施設整備を平成17年度から実施する。

ロードパーク、展望公園等は、周辺地域の整備の進捗にあわせて段階的に整備を進める。

一方、民有地がほとんどである大木地区については、平成18年度、土地区画整理事業認可申請を予定している。今後は沖縄西海岸道路(読谷道路)地区背後の崖地処理等について関係機関との協議を進めることとする。

【楚辺通信所】(読谷村)

平成11年度「読谷村軍用地跡地利用基本構想」において土地改良事業の方向性が定められているが、策定から5年経過したことにより、地主の意向にも変化が見られている。今後は地権者意向の把握を進め、平成18年度に基本計画を策定する予定である。

同地区のうち前島地区については、集落復帰先地公共施設整備事業の導入を目指して、関係機関との調整を進めることとする。

【瀬名波通信施設】(読谷村)

「読谷村軍用地跡地利用基本構想」に基づき土地改良事業予定地区として、農業振興地域への編入を行い、平成20年度までの完了期限で農村総合整備事業導入を予定していた。しかし現状として当該施設は未返還であり、事業導入見直しが必要となっている。今後は、地権者意向の再確認及び導入可能な事業メニューの検討を行うこととする。

【嘉手納弾薬庫一部地区(国道東部分)】(読谷村)

広域圏の需要を見通した住宅・商業等の土地利用、長田川沿いの斜面緑地の緑地保全等を検討することとし、平成19年度までに土地区画整理事業組合設立を予定している。

4 . 駐留軍用地跡地利用に係る課題と今後の取組について

平成 1 8 年 2 月 7 日
跡地関係市町村連絡・調整会議

(1) 駐留軍用地跡地対策に係る法的枠組みや制度の活用

駐留軍用地跡地対策については、これまで以下の主な経緯を経て、法的枠組みや体制（別紙参照）の整備が図られてきた。

平成 7 年 6 月 「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」（以下「返還特措法」）の施行

平成 8 年 1 2 月 SACO 最終報告

平成 1 1 年 8 月 「駐留軍用地跡地の利用の円滑な推進に関する要望書」

平成 1 1 年 1 2 月 閣議決定「普天間飛行場の移設に係る政府方針」
（「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」）

平成 1 2 年 5 月 「跡地対策準備協議会」が発足

平成 1 3 年 1 2 月 第 6 回跡地対策準備協議会
「普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応の方針についての取りまとめ」
（以下「106 項目の取りまとめ」）

平成 1 4 年 4 月 「沖縄振興特別措置法」制定

平成 1 4 年 7 月 「沖縄振興計画」決定（「駐留軍用地跡地の利用の促進」）

平成 1 4 年 8 月 「跡地関係市町村連絡・調整会議」発足

平成 1 4 年 9 月 「跡地対策協議会」発足

平成 1 4 年 9 月 「駐留軍用地跡地対策沖縄県本部」を沖縄県庁に設置

平成 1 4 年 1 0 月 「跡地利用支援関係機関連絡会議」発足

上記の経緯のうち、平成 1 1 年 1 2 月の閣議決定においては、跡地利用計画の策定に向けた調整機関の設置、国有財産の活用の措置、給付金支給にかかる特例措置、法制の整備、駐留軍従業員の雇用の安定の確保等が示された。これを受けて、「沖縄振興特別措置法」に跡地利用の促進及び円滑化のための措置が盛り込まれ、「返還特措法」と合わせて、駐留軍用地跡地対策の法

的枠組みが整えられたところである。

駐留軍用地跡地の利用の促進に当たっては、今後もこれらの法的枠組みや制度を活用して、国、県及び跡地関係市町村の密接な連携の下、県土の均衡ある発展を目指し、産業の振興、健全な都市形成、自然環境の保全・再生など総合的かつ効率的な有効利用を図ることとする。

平成13年12月に示された「106項目の取りまとめ」については、これを受けて、返還前からの埋蔵文化財調査の促進、返還実施計画に関する政令改正など具体的な取組が行われている。今後もこのとりまとめを踏まえて、普天間飛行場及び他の整備予定跡地の利用促進に取り組むこととする。

「大規模駐留軍用地跡地等利用推進費」については、中南部都市圏で現在返還合意している区域が合計で約1,000haに及び、また返還が同時期に集中する跡地を抱える市町村の跡地利用計画策定に向けた取組等を支援する制度として、今後も予算拡大を要望していくとともに、国、県、市町村の連携により有効活用を図っていくこととする。

また、内閣府の直轄事業である駐留軍用地跡地利用対策関連経費や関係省庁の補助事業、交付金事業などの有効活用を図りつつ跡地利用促進の取組を進めることとする。

キャンプ桑江北側地区等は、平成18年1月に特定跡地給付金の支給の限度となる期間を定める政令が制定されたところであるが、今後の原状回復等の動向を見ながら、適切な対応を国に求めていくこととする。

(2) 跡地対策に係る共通の課題と今後の取組方針について

県は、跡地再開発に関連する公共公益施設整備のため、早い段階からの安定的な土地の先行取得への支援のあり方について、国の協力を得ながら検討を進めることとしている。

跡地に所在する国有地については、「106項目の取りまとめ」において、国は、県等の整理する具体的事案に基づき検討、精査した上で、沖縄振興特別措置法の国有財産の譲与等の特例措置の対象とする方向で検討することとしており、これを踏まえて国の関係機関との協議を進めることとする。

跡地利用の促進に当たっては、事前に埋蔵文化財の調査が必要である。埋蔵文化財保護行政については、市町村の果たす役割が重要であることから、各市町村においては文化財保護に関する体制の整備・充実に努めるとともに、跡地ごとの「埋蔵文化財調査計画」の策定に努めることとする。

個人及び零細事業者が実施する埋蔵文化財発掘調査の費用に関しては、平成16年12月、沖縄県内における埋蔵文化財発掘調査等の国庫補助対象基準が明確化され、零細事業者等の負担軽減が図られたところである。

跡地利用の促進に必要な調査を行うためには、返還前の早い段階からの基地内立入りが必要であり、国と密接な連携のもと、立入申請に際してすべての妥当な配慮を払うとした現行の立入手続きに関する日米合同委員会合意を踏まえ、米側の理解と協力を求めていくこととする。

国の返還道路整備事業については、平成18年度概算決定額に盛り込まれたところであるが、今後返還予定の区域においても対象となる軍用道路があり、跡地利用の促進に影響が予想されることから、同事業の継続を国に対して求めていくこととする。

駐留軍用地周辺市街地の多くは、基地接收によって移転を余儀なくされたことによって、自然発生的に形成されてきた。

これらの市街地は、概して稠密で都市基盤が脆弱であり、跡地利用の促進に当たっては、跡地と周辺市街地の一体的な整備を念頭に置いて取り組むこととする。

駐留軍用地跡地利用の促進については、今後も本連絡・調整会議や跡地対策協議会の場を活用して連絡・調整を図ることにより、国、沖縄県及び跡地関係市町村がより一層密接に連携して課題解決に向けて取り組むこととする。

なお、関係省庁と協議が必要な事項については、跡地関係市町村の意向を踏まえて、内閣府と沖縄県が密接な連携を図ることとする。